

【PTA細則の改正の目的】

○PTA会則改正により、年度末の総会がなくなり、細則を変更する必要が生じたため。

○2019年3月運営委員会審議の上決議され2019年度総会にて報告させていただいた常任委員の選出方法が変更されたため。

○各部の副部長を選出していたが、副部長としての役目は現状なく、かつクラス委員全体会での副部長選出の労力が削減されるため。

「細則」改正について

令和2年3月24日第8回運営委員会において下記のとおり細則改正いたしましたので報告いたします。

	現行	改正
第 3 章 第 9 条 運営委員の選出	4. 選出管理委員会は、候補者について、本人の同意を得て、総会前に名前を全会員に通知する。	4. 選出管理委員会は、候補者について、本人の同意を得て、氏名を全会員に通知する。
	5. 役員は3月総会に出席した会員の承認を得る。	5. 役員は、次のいずれかの方法で会員の承認を得る。 (イ) 賛否を記載できる議決権行使書により行い、承認を得る。 議決権行使書の未提出・白紙提出は賛成に含むものとする。 (ロ) 総会で承認を得る。
第 3 章 第 10 条 会計監査委員の選出	3. 会計監査委員は、3月総会に出席した会員の承認を得る。	3. 会計監査委員は、次のいずれかの方法で会員の承認を得る。 (イ) 賛否を記載できる議決権行使書により行い、承認を得る。 議決権行使書の未提出・白紙提出は賛成に含むものとする。 (ロ) 総会で承認を得る。
第 4 章 第 12 条 クラス委員の選出は次の方法によって行う	4. 学級部の副部長は、学級部員より選出する。 5. 専門部の副部長は、原則として、各専門部員より選出する。 6. 副部長は部長が委嘱する。	4. 《削除》 5. 《削除》 6. 《削除》
第 5 章 第 13 条 地区委員・生活指導部員の選出は次の方法によって行う	4. 生活指導部の副部長は、生活指導部員より選出する。 5. 副部長は部長が委嘱する。	4. 《削除》 5. 《削除》
第 6 章 第 15 条 対外委員の選出	8. (新規追加項目*)	8. 八中校区の常任委員は、東丘より選出する年度において、東丘小学校の保護者より応募者を募る。応募者がいなければ、選出については選出管理委員会が行い、互選会にて決定する。